

人事よろず 相談室

アドバイザーに聞く



退職後の傷病手当金について

Q 定年退職後、継続雇用している61歳の社員が、業務外の病気を理由に退職することになりました。退職後に傷病手当金を受けるための注意点を教えてください。

A 傷病手当金は、健康保険の被保険者が、業務外の病気やケガのために会社を休み、会社から報酬が受けられない又は傷病手当金の日額を下回る報酬しか受けられない場合に、仕事を休んだ日から連続して3日間（待期）の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期には、有給休暇や公休日も含まれます。退職後の傷病手当金については、退職日まで被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日に現に傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば、引き続き支給を受けることができます（下記参照）。

＜解説＞

例1	1/27	28	29	30	31（退職日）	→退職後も継続して受給可
	出	休	休	休	休＝受給開始	
例2	1/27	28	29	30	31（退職日）	→退職後も継続して受給可
	休	休	休	出	休＝受給開始	
例3	1/27	28	29	30	31（退職日）	→退職日に傷病手当金を受けられる状態にないため、退職後の継続受給不可
	出	出	休	休	休	
例4	1/27	28	29	30	31（退職日）	→退職日に出勤した場合は、退職日に傷病手当金を受けられる状態にないため、退職後の継続受給不可
	休	休	休	休	出	

※休みの日については、同一の傷病により労務不能であるという療養担当者（医師）の証明が必要です。状況によっては、保険者の審査により労務不能と認められない場合もあります。

※傷病手当金を「受けられる状態」とは、退職日に傷病手当金を受けられる状態にありながら、有給休暇を取得していた等の理由で傷病手当金以上の報酬が支給されるなどして、傷病手当金を受けていない状態をいいます。

傷病手当金の額は、1日につき被保険者の標準報酬日額の3分の2相当で、任意継続して標準報酬日額が下がった場合や、退職後に国民健康保険に加入したり健康保険の被扶養者となった場合でも、退職時の額が支給されます（退職後健康保険の被扶養者となるには、傷病手当金の日額が60歳以上の方の場合5,000円未満である等の要件があります）。

ただし、資格喪失後に老齢（退職）年金を受けているときや、同一傷病で障害厚生年金等を受けることになったときは、年金等の額により、傷病手当金の一部又は全部が支給されません。

傷病手当金が支給される期間は、同一傷病について、支給開始した日から最長1年6ヵ月です（注：必ずしも1年6ヵ月分受けられるということではなく、在職中に一旦復職し、傷病手当金を受けていない期間も1年6ヵ月に含まれます）。ただし退職後、一旦仕事に就くことができる状態になり給付が途切れると、再度仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。

なお、国民健康保険には傷病手当金の制度はありません。また、協会けんぽ以外の健康保険制度に加入している場合、給付内容や要件等が異なる場合がありますので、詳しくは直接、健康保険組合等の保険者にお問い合わせください。

最後に補足しておきますと、雇用保険の被保険者だった方が、退職後、傷病によりすぐに働けない状態にあり、本ケースのように傷病手当金を継続して受給される場合等には、基本手当（失業保険）の受給期間延長の手続きを行うことができます。基本手当は、原則として退職後1年以内しか受給できませんが、延長の手続きを行うことで、受給期間を最大3年まで延長することが可能となります。ご本人が快復された後に働く意思がある場合、退職後2ヵ月以内に、忘れずにその手続きも行うようお伝えしてあげてください。

退職後に傷病手当金を受けられるかどうかは、それぞれの方のご事情により変わってきます。詳しくは加入している健康保険の保険者までご相談ください。